

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

☎
お知らせ

納税はお済みですか

市では、度重なる催告にもかかわらず納税されない方に対して、滞納処分を行うことがあります。滞納処分は、正しく納税された方との間に不公平が生じないように、給与、預貯金、不動産を差し押さえるものです。

税金の納め忘れがないか、今一度お確かめください。
納税相談を随時行っています

納期限までに納付が困難な場合は、必ず収納課に相談してください。
毎週水曜日は、窓口を午後7時まで延長しています。仕事などで昼間に来庁できない方は、ぜひご利用ください。

市税などの納付は便利な口座振替で
口座振替をご利用いただければ、納付忘れを防ぐことができます。また、現金

を持ち歩く必要もありませんので安全です。

申し込み手続きなどは、20ページの「今月の市税や料金など」をご覧ください。

問合 収納課
内線22111～22118



**平成27・28年度分
簡易な修繕等競争入札参加
資格審査申請書の受付**

50万円以下の簡易な修繕等競争入札への参加を希望される事業者は、次の要領で申請書をご提出ください。

対象 平成27年1月1日現在において、申請を希望する業種を6カ月以上営業している事業者(個人・法人不問)

提出書類 財政課で配布する指定の様式ほか

受付 3月9日(月)～20日(金)に財政課(市役所3階)へ。

問合 財政課管財・契約G
内線23411・23422

天王川公園桜並木の夜間照明

期間 3月23日(月)～4月9日(木)
(桜の開花状況により変更する場合があります)

生涯学習センターからのお知らせ

施設利用者の方が、利用しやすくなるよう受付期間、使用料について、平成27年4月1日から次のとおり改正します。

改正内容

区分	改正前 (3月31日まで)	改正後 (4月1日から)
大ホール および 小ホール	利用しようとする日の10カ月前の属する月の初日から5日前まで	利用しようとする日の12カ月前の属する月の初日から5日前まで
会議室 および 日本間	利用しようとする日の2カ月前の属する月の初日から5日前まで	利用しようとする日の6カ月前の属する月の初日から5日前まで

①受付期間

②使用料

※なお、体育施設(庭球場 体育室 屋外運動場)については現行のまま(2カ月前から)です。

市外利用者(市内在住、在勤及び在学者以外の方)の3倍料金が廃止され、均一料金となります。

※ただし、3月31日までに4月1日以降の施設利用申請をされた場合は改正前の使用料となります。

問合 生涯学習センター
☎24-1187



平成27年度固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

所有する土地・家屋の価格等と、市内にある土地・家屋の価格等をご覧いただき、比較することが出来ます。

日時 4月1日(水)～30日(木) (市役所閉庁日は除く)

午前8時30分～午後5時15分(水曜日、午後7時まで)

場所 税務課(市役所2階)

手数料 無料

対象 市内に土地や家屋を所有し、固定資産税を納税している方または同居の家族

持ち物 本人確認のため次のいずれかをお持ちください。

- ①住民基本台帳カード(写真付)、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書
- ②官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る)
- ③前記①②をお持ちでない方は、健康保険証、年金証書等

※対象者以外の方は、対象者の委任状が必要です。

その他 電話での縦覧帳簿記載内容に関する問い合わせには、お答えできません。税務課までお越しの上、ご覧ください。なお、縦覧帳簿のコピーはできません。

固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の閲覧及び証明書の交付

日時 市役所閉庁日は除く、午前8時30分～午後5時15分(水曜日は、午後7時まで)

※平成27年度分は、4月1日(水)以降

場所 税務課(市役所2階)

手数料 台帳の閲覧は有料(ただし、平成27年度分については、縦覧期間中は無料)

証明書交付は有料

対象 次に該当する方

・市内に土地や家屋を所有している方
または同居の家族
・借地・借家人など

持ち物 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に同じ

※借地・借家人の方は、上記①②③以外に権利関係が明らかになるもの(賃貸契約書等)をご持参ください。

※対象者以外の方は、対象者の委任状が必要です。

その他 電話での課税台帳記載内容に関する問い合わせには、お答えできません。税務課までお越しの上、ご覧ください。

問合せ 税務課固定資産税G

内線2205～2208

**お知らせください
家屋の取り壊し、新増築、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況変更など**

固定資産税は、毎年1月1日を賦課

期日として課税します。

そのため、賦課期日前までに家屋の取り壊しや新増築、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などを行った場合ご連絡ください。

問合せ 税務課固定資産税G

内線2205～2208



軽自動車などの名義変更及び廃車の届け出

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税され、その年の5月に納税通知書が送付されます。名義変更や廃車の届け出をしていない方は、3月中旬までに手続きを済ませていただくようお願いいたします。

届け出する窓口は、車種や管轄区域により異なります。



なお、軽自動車の名義変更、廃車などの手続きについては、軽自動車検査協会

のホームページからもご覧いただけます。
☎ <http://www.keikenkyo.or.jp>

問合せ 税務課市民税G
内線2201～2204

車種	届け出先(※は名古屋ナンバーの場合)
原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー など	税務課市民税G 内線2201～2204
軽自動車二輪 (排気量125cc超250cc以下)	※愛知県軽自動車協会(名古屋市港区) ☎052-659-1040
二輪の小型自動車 (排気量250cc超)	※愛知運輸支局(名古屋市中川区) ☎050-5540-2046
軽自動車三輪・四輪など	※軽自動車検査協会 愛知主管事務所(名古屋市港区) ☎050-3816-1770

日光川下流域関連津島市公共下水道の供用開始と関係図書の縦覧について

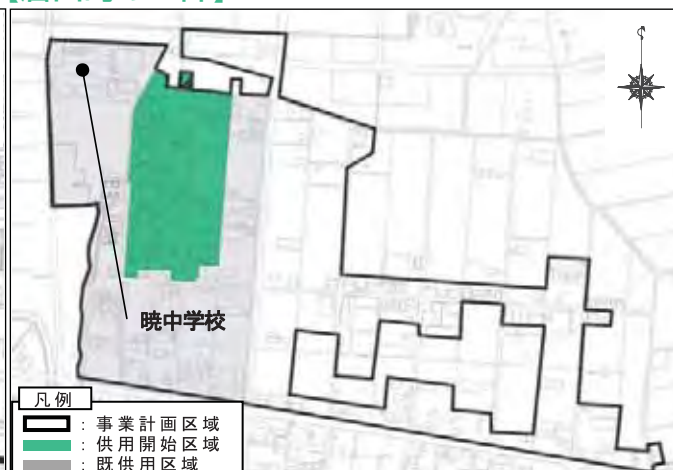
供用開始日 3月31日(火)
供用開始区域 柳原町の一部、唐臼町の一部
 (下図)
縦覧期間 3月16日(月)～30日(月)(土・日曜
 日、祝日は除く)
 午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 下水道課(市役所4階)
問合 下水道課下水道G
 内線2426・2428

【柳原町の一部】



【唐臼町の一部】



	こんなとき	持ち物
加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑
	職場の健康保険などを脱退したとき、職場の健康保険などの被扶養者でなくなったとき	健康保険などの資格喪失証明書、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
脱退するとき	他の市区町村へ転出するとき	国保保険証、高齢受給者証、印鑑
	職場の健康保険などに加入したとき	職場の保険証、国保保険証、高齢受給者証、印鑑
	死亡したとき	国保保険証、高齢受給者証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、国保保険証、高齢受給者証、印鑑
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、国保保険証、印鑑
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国保保険証、高齢受給者証、印鑑
	保険証や高齢受給者証をなくしたり、破損して使えなくなったとき	顔写真入りの身分を証明するもの、破損した保険証・高齢受給者証、印鑑
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	国保保険証、在学証明書、印鑑
	交通事故の治療に国民健康保険を使うとき	第三者行為による被害届、事故証明書、国保保険証、高齢受給者証、印鑑

※印鑑は、世帯主の名字のもので朱肉を使用するものを持参してください。
 ※高齢者受給者証は、お持ちの方のみ持参してください。
 ※退職者医療制度は、60歳から64歳までの方で、厚生年金・共済年金を20年以上または40歳以降に10年以上掛けていた方が該当します。

国民健康保険のお知らせ

加入・脱退の届け出

・就職・退職等をしたときは、必ず14日以内に届け出をしてください。
 ・加入の届け出が遅れた場合、国民健康保険の資格を取得した月まで遡って国民健康保険料を納めることになり、その間に掛かった医療費も、全額自己負担になります。
 ・他の健康保険に加入後、国民健康保険証で診療を受けた場合、医療費を後日返還していただくことがあります。

届け出の種類・持ち物 左表のとおり

仮徴収額決定通知書の発送

国民健康保険税が年金から天引きされている方には、「平成27年度国民健康保険税仮徴収額決定通知書」を3月下旬に発送します。2月に年金から天引きされた税額と同じ額が、4月・6月・8月に天引きされます。ただし、一部の方は年金天引きされない場合があります。

問合 保険年金課国民健康保険G

内線2125～2129

春季全国火災予防運動

3月1日(日)～7日(土)

もういいかい 火を消すまでは まあだだよ

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、市民の皆様の火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・このくらいなら良いと油断しない。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・家具や衣類からの火災を防ぐために防災製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を備える。



・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

付けましたか住宅用火災警報器

一般住宅でも住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられています。

火災から守ろう命、

付けよう火災警報器



設置器具

煙式の住宅用火災機器(警報器または、報知設備)で、日本消防検定協会NSマーク入りのものを推奨



取り扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場で販売されています。

悪質な訪問販売に注意!

住宅用火災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格、無理強い販売などを行う業者に注意してください。(クーリングオフの対象になります)

問合せ 消防本部総務課予防設備G

☎23-0419

津島市北地域包括支援センター移転

津島市北地域包括支援センター(高齢者相談センターさくら)が、平成27年4月から左記の住所に移転します。

新住所 古川町2丁目56番地

なお、電話番号につきましては、従来通りです。

☎22-4771

問合せ 高齢介護課長寿福祉G

内線2144・2145

再利用資源の集団回収助成金

ごみの減量と資源の再利用を図るため、家庭の資源ごみの集団回収(年度内に3回以上)を行う団体に1kg当たり4円の助成金を交付します。

対象団体 町内会、子供会、老人会等の

営利を目的としない団体

回収品目 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着、アルミ缶

申請方法

助成金交付申請書に計量伝票(明細書)を添付し、生活環境課、または清掃事務所に提出してください。

※申請をする前に団体登録が必要です。

問合せ 清掃事務所

☎26-4228



清掃事務所移転のお知らせ

平成27年4月1日(水)から、清掃事務所(元寺町2丁目51番地)が市役所本庁敷地内(立込町2丁目21番地)に移転します。

これに伴い、八穂クリーンセンターへの自己搬入ごみの受付業務を、鹿伏兔最終処分場(鹿伏兔町字袴腰地内)で行うこととなります。

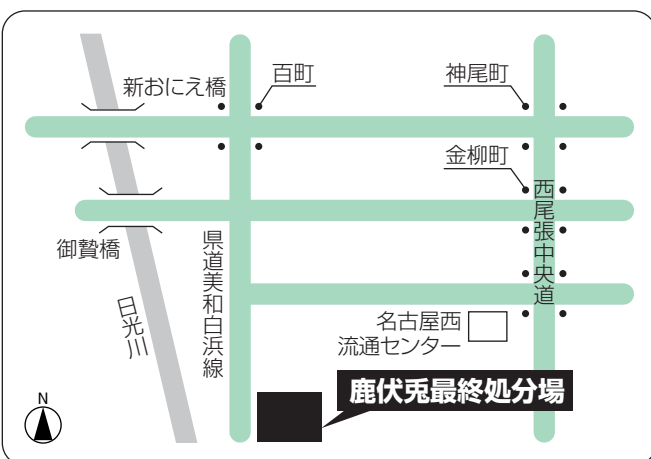
なお、電話番号については、左記のとおり変更はありません。

清掃事務所 ☎26-4228

粗大ごみ受付センター

☎31-3284

鹿伏兔最終処分場地図



問合せ 清掃事務所

☎26-4228